

抗議・要請事項	回答
<p>1. RDF発電所の稼働をただちに停止すること。</p>	<p>発電所は、昨年8月19日の貯蔵槽の爆発事故発生直後に運転を停止しました。その後、2月20日から施設の改修を行い、3月17日から試運転を行いました。また、完成検査を行い3月26日に施設の引渡しを受けました。現在は、施設の安全性や改修効果の確認のための試運転を行っており、今後も、安全管理会議等を通じて地域住民の皆様へ情報提供し、ご指摘やご意見をいただきながら、安全性を確保するための最善の方法をとっていきたいと考えています。</p>

(担当部：企業庁)

抗議・要請事項	回答
<p>2. 富士電機社、三重県、企業庁の責任を明らかにし、富士電機が、サイロに代わる貯蔵施設を建設・代弁すること。</p> <p>サイロ事故による各一部組合のこれまでの負担金を、代弁すること。</p>	<p>責任の所在は、警察の捜査の状況等を見極めながら、明らかにしていきたいと考えています。</p> <p>貯蔵施設に関する損害等については、責任を有する者が負担すべきものと考えます。</p>

(担当部：環境森林部、企業庁)

抗議・要請事項	回答
<p>3. 国の補助金20億円の返還理由を県民に情報開示し、引渡しができる施設に改善され、国への返還の必要がなくなったことを証明すること。</p>	<p>本年3月26日に工事の完成検査が完了し、施設の引渡を受けました。補助事業が期限内に完了できたことから、現時点では、環境省、経済産業省及びNEDOからは補助金の返還は求められていません。</p>

(担当部：企業庁)

抗議・要請事項	回答
4. これまでの費用一切を、RDF委託処理料に転嫁しないこと。	事故に関連する費用は、基本的には民事上の損害賠償請求等によって清算することを考えています。

抗議・要請事項	回答
<p>5. 「ごみゼロ政策」について、具体的目標の達成時期、達成数量を明確にした計画を早急に策定し、公表すること。</p>	<p>平成16年度に、ゴミの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにした「ごみゼロ社会実現プラン(仮称)」を策定し、公表することとしています。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>前回回答書(3月4日付けの回答書) 1-1, 1-3 関連</p> <p>1. 契約に関する資料全文の公開を求めます。</p> <p>① 富士電機社の「技術提案書」、「確認仕様書」。</p> <p>② 企業庁と富士電機社間の平成12年10月10日付け「三重県RDF焼却・発電施設整備事業契約」</p> <p>③ 「三重ごみ固形燃料発電所管理運営業務委託契約書」</p> <p>④ 「三重ごみ固形燃料発電所管理運営業務委託仕様書」</p> <p>⑤ 「RDF焼却・発電施設整備事業提案審査委員会」の全議事録(抜粋ではないもの)及び録音・録画記録テープ</p>	<p>情報公開手続きをお願いします。 (警察の押収品等は非開示となります。)</p> <p>ただし、録音・録画記録テープは存在しません。</p>

質問事項	回答
<p>2. 公募型プロポーザルについて、富士電機の設計&補償データの根拠に関し、説明と資料の公開を求めます。</p> <p>①富士電機の施設は、「RDF4（フラフRDF）」を燃焼するもので、「生ゴミを含むRDF5」を燃焼する施設ではない。荏原製作所、石川島播磨は「RDF5」を燃焼する施設で見積もりをしています。生ゴミを含むRDFをサイロに貯蔵して、結果として爆発事故を起こしています。確認仕様書が「RDF4」を基本に設計したものであり、施設保護のデータもそうであれば、公募プロポーザルの要件を逸脱するものとなり、荏原、石播との関連でも契約は無効となると思います。（ちなみに、一次審査で富士電機は第3位でした。）。審査時の審査委員からメーカーへの質問も一貫性がなく、他メーカーに行われた生ゴミを含むRDF処理技術に関する質問が、富士電機に対してはされていません。</p> <p>富士電機の唯一の優位性判断は、発電効率28%以上の要件ですが、回答書にも出てくる「NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）」が「従来型ストーカ炉発電事業等高効率化技術開発」試験を神奈川県津久井郡津久井町青山にパイロ</p>	<p>情報公開手続きをお願いします。</p> <p>事業者については、公開募集要領（平成11年11月）に基づき公募を行い、三重県RDF焼却・発電施設整備事業提案審査委員会で総合的に判断して事業者を決定しました。</p>

ットプラントを建設し、平成3年より実施300℃以上の高温・高圧蒸気に対応した耐食・耐久性がある蒸気管の金属材料の開発が必要であり、従来型ストーカ炉にそれら開発金属材料により製作した「過熱器(スーパーヒーター)」を取付け、発電効率30%達成にメドがたったというものです。最近の大都市大型ストーカ炉は、28%以上の発電効率で操業していることでもあり、28%の条件は、ことさらRDFシステムでなければ達成できないものでもありません。富士電機の保障が「RDF4」燃焼データによるものであれば、保障要件とはならず、契約は無効ではありませんか。

富士電機の施設設計と補償データは、生ごみを含んだRDFによるものですか。また、生ごみを含んだRDF燃焼において、他社より優位だと判断したのはなぜですか。その説明と資料の公開を求めます。

②前回の1-3への回答ならびに別添資料では、不十分です。サイロについての評価が審査委員会で行われた形跡は認められません。評価がされていないのではありませんか。されたのであれば、再度、評価データならびに経過の説明を求めます。

質問事項	回答
<p>3. 設計手続きに関して伺います。</p> <p>①蒸気管の材料SUS310は、前出「NEDO」資料によれば、400℃対応の材料であり、高効率発電が500℃の高温・高圧蒸気によることから、高温での耐食・対摩耗性で最適とはいえないものであり、本材料を企業庁は、「最適なものを選定している」と判断していますが、適切な判断とはいえないことは明白です。</p> <p>本材料を使用する二次過熱器はあらかじめ予備品の準備が必要なこと、そして定期的に補修や交換をすることが「確認仕様書」に記載されていない場合は、最適な耐久性がある金属材料により長期安定稼働を達成すべきであり、そうでなければ「請負契約」にも触れることになり、「未完成な施設」の企業庁への施設引き渡しはできないこととなります。説明を求めます。</p> <p>②RDF貯蔵は、「確認仕様書」でRDF受入量100トン/日を20日分保有できる容量を貯蔵設備設計に应运え、富士電機社は、3,450立方メートル貯蔵容量のサイロを選択して設置したのですが、同サイロは8月の爆発事故の後撤去されて、すでに現品はありません。</p>	<p>富士電機から工事完成の通知があり、検査監が契約に基づく工事の完成を確認しましたので、施設の引渡しを受けました。</p> <p>維持管理については、予防保全の考え方から、施設設備の定期的な点検を行って、部品等については、消耗する前に適宜交換していきます。</p> <p>一昨年12月の発熱事故、機器トラブルに伴うRDFの滞留に対処するため、富士電機は場外にRDF貯蔵施設を確保しました。</p> <p>環境省、消防庁等でRDF保管施設の新たな基準等について検討を進めています。</p>

このような場合は、富士電機は、サイロに代わるRDF受入量100ト/日を20日分保有できる容量を貯蔵できる施設を建設・代弁しなければならないはずですが、この件は確認がなされていません。富士電機は、審査委員会でも「三重県内の当社の工場等で保管する」「非常時のRDF処理は、自社の所有地で一ヶ月くらいは保管できる」と述べている。富士電機によるRDF保管体制の整備はどうなっていますか。もし、受け皿確保ができていないならば、契約違反ではありませんか。

質 問 事 項	回 答
<p>前回回答書(3月4日付けの回答書) IV-4、IV-6 関連</p> <p>①ここでは、部品交換の主たる原因である塩化カルシウムについて、全く触れていません。しかし、添付資料「三重県貯蔵槽事故調査特別委員会説明資料」では、この点で、a カルシウム添加量、b 脱硫、脱塩効果、c 熔融塩腐食などで審査がされています。</p> <p>塩化カルシウムがRDFの燃焼で生成するメカニズムは、消石灰は燃焼により水と生石灰は燃焼に分解されますが、生石灰の一部はRDF中の塩素を吸収して塩化カルシウムを生成します。塩素分は、RDFが常温で燃焼室に投入され800℃に達する2分余の間に効率的に吸収され塩化カルシウムを生成しますが、800℃にを越えると吸入はされないといわれます。</p> <p>「熔融塩」として、炉内の蒸気管や炉壁に付着するのは、塩化カルシウムの融点772℃であることとなります。中部電力は、RDF製造に石灰使用を止めることはできない以上、塩化カルシウムの生成も続くものであることから、過熱器予備品準備と定期的交換を提言しているものです。また、定期点検の間にも破孔事故発生が考えられ緊急停止に対応</p>	<p>富士電機から工事完成の通知があり、検査監が契約に基づく工事の完成を確認しましたので、施設の引渡しを受けました。</p> <p>維持管理については、予防保全の考え方から、施設設備の定期的な点検を行って、部品等については、消耗する前に適宜交換していきます。</p>

するマニュアルの制定も提言している
ものです。

最適材料を選定したのであれば、
耐久性に優れているものであり、予
備品の準備もいらないはずで
す。蒸気管への付着物の厚みによっ
ては、管全体の減肉の程度測定は
困難であり、管の一部を研磨して
超音波測定する程度であることは
想像できません。したがって定期
点検によっても過熱器の寿命期間
を正確に判定はできず、次期定期
点検までの間に破孔しない保障は
できないものと思いますが、県・
企業庁の考えを聞かせてください。

（答） 蒸気管の減肉の程度を測定することは、超音波測定による方法が一般的であるが、管の厚みが薄くなると測定精度が低下する。また、管の材質や形状によっても測定精度が異なる。したがって、管の減肉の程度を正確に測定することは、必ずしも容易ではない。また、管の減肉の程度を測定する際には、管の一部を研磨して超音波測定する方法もあるが、これは管の強度を損傷する可能性がある。したがって、管の減肉の程度を正確に測定することは、必ずしも容易ではない。また、管の減肉の程度を測定する際には、管の一部を研磨して超音波測定する方法もあるが、これは管の強度を損傷する可能性がある。したがって、管の減肉の程度を正確に測定することは、必ずしも容易ではない。

質問事項	回答
<p>前回回答書(3月4日付けの回答書) IV-6 関連 4. RDF製造可能なごみ組成について</p> <p>①前回の質問状提出時には、プラスチックがないとRDFは製造できないと説明を受けています。プラスチックは、全体の何%(重量)必要ですか。</p> <p>②RDFの組成が変われば、貯蔵方法や焼却方法にも影響がでるのではありませんか。製造施設並びに発電所、貯蔵槽の改修が必要になるのではありませんか。各製造施設より、組成の差があるRDFが搬入される可能性もあります。ごみ焼却は、組成にムラがあると運転が困難といわれていますが、問題はありますか。</p>	<p>資源循環型社会づくりを推進していくため、ごみの分別についてRDF製造市町村と協議しながらできるだけプラスチックを分別し、リサイクルできる取組みを進めていきます。</p> <p>RDFの組成については各製造施設ごとに一定の変動がありますが、RDFの受入検査を通じて成分分析等を行うとともに運転時の燃焼状況を把握しながら適切な対応を図っていきます。</p>

質 問 事 項	回 答
<p>5. 国の補助金返還要求について</p> <p>①前公開質問状提出時、「国からの補助金返還要求があり、奔走している。補助金問題が、慌てて富士電機から施設引き渡しを受けねばならぬ要因のひとつである」また「電気事業法の関係もあり、早く引き渡しをせねば」との説明を受けたが、補助金の返還要求はどこからあったのですか。補助金問題は、どうなったのですか。</p> <p>②「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針」である90日連続稼働をクリアにせず、引き渡しを受けても問題がないのはなぜですか。急いで引き渡しを受けた本当の理由は何ですか。</p>	<p>本年3月26日に工事の完成検査が完了し、施設の引渡を受けました。補助事業が期限内に完了できたことから、現時点では、環境省、経済産業省及びNEDOからは補助金の返還は求められていません。</p> <p>性能指針においては、「実証試験により得られた運転データ並びに構成部品及び部材の耐用性と、連続した安定運転を阻害する原因への対策等を評価した結果」により安定稼働に関する性能確認を行うことも認められています。</p> <p>三重ごみ固形燃料発電所については、中部電力等の技術的なアドバイスや専門家の意見をもとに改修工事等の対策が講じられたうえで、自主検査による試験調整運転により施設性能の安全確認を行い、県の完成検査に合格したことを受け、引渡を受けました。(企業庁)</p>

質 問 事 項	回 答
<p>6. 試運転について</p> <p>①施設の引き渡しを受ける前に実施した1週間程度の試運転と8月頃まで行う試運転（当初は監視運転と言っていた）の違いは何ですか。</p>	<p>施設の引き渡しを受ける前に実施した試運転は、警報試験、インターロック試験、負荷試験、負荷遮断試験など施設が正常に稼働するかを確認したものです。</p> <p>一方、8月まで行う試運転は、施設の改修により、半乾式スクラバ壁面への灰付着状況が改善されたかの確認、RDFの性状が季節で変動した場合に問題がないかどうかの確認、危機管理マニュアルが想定どおりに機能するかどうかの確認などであり、安全性や改修効果についての確認するものであります。</p>

質問事項	回答
<p>7. 長崎市ならびに周辺9町のRDF発電所計画、白紙・建設断念について</p> <p>①長崎県外海町の池島炭鉱跡で計画されていたごみ固形燃料(RDF)発電所建設計画に、長崎市と周辺9町が安全への配慮などを理由に参加を見送り、建設が断念される見通しであるが、その理由として、</p> <p>従来型のごみ処理よりコストがかかること</p> <p>三重県でRDF発電所事故が起き安全対策が確立されていないなどの理由があげられています。三重県では、焼却処理よりRDF発電の方が優位との位置づけをしていますが、長崎市等と三重県で評価の違いが出たのは、なぜか。どこがどう違うのですか。</p> <p>また、長崎市等ではRDF発電所の安全対策が確立されていないとの判断についても、三重県とは全く違う判断をしているのはなぜか。どこがどう違いますか。</p>	<p>三重県では、RDF発電は、ごみの持つ熱エネルギーを利用した資源循環型社会づくりの有効なシステムの一つであると考え、RDF化構想を進めてまいりました。</p> <p>昨年8月19日に貯蔵槽の爆発事故が発生しました。その後は、発電所の安全対策が万全となるよう検討してまいりました。その検討結果を踏まえ、2月20日から施設の改修を行い、3月17日から試運転を行いました。また、完成検査を行い3月26日に施設の引渡しを受けました。</p> <p>現在は、施設の安全性や改修効果の確認のための試運転を行っており、今後も、安全管理会議等を通じて地域住民の皆様に情報提供し、ご指摘やご意見をいただきながら、安全性を確保するための最善の方法をとっていきたいと考えています。</p>